

《参考 17：ガス安全小委員会資料》

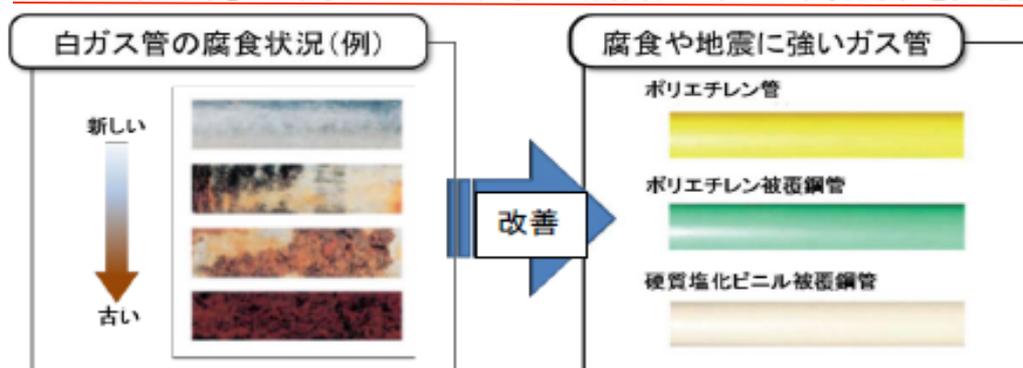
(3) 工業用・業務用建物等以外の需要家

工業用・業務用建物等の保安上重要な建物以外の建物^{※3}については、依然として内管所有者意識も3割未満であるとともに、300万本を超える腐食劣化対策管が存在することから、これまでガス事業者が優先して実施してきた保安上重要な建物の取組目標である平成27年度末以降に、更なる対策を図っていく必要がある。

このため、引き続き技術基準適合維持義務をガス事業者に課し、ガス事業者に腐食劣化対策管の改善提案のインセンティブを付与することで、対策を推進する必要があると考えられる。なお、今回の改正後の内管所有者意識の醸成や腐食劣化対策管の状況等保安の状況を踏まえつつ、ガス安全高度化計画の見直し時期（2020年頃）又は将来におけるガスシステム改革に係る検討の際などに、戸建住宅等を所有または占有する需要家についても技術基準適合維持義務に関してあらためて検討すべきではないか。

＜参考 2＞経年埋設内管対策のイメージ

白ガス管等は腐食によるガス漏れが発生する可能性があるため、都市ガス業界では「経年埋設内管対策」の取組として、建物の所有者に対して改善提案を実施。



○これまでに自由化した消費者は約一万件ですが、今回は家庭需要家を中心として約二千万以上以上が自由化される議論がされています。全ての家庭に影響のあるガス保安を議論する委員会に、参加する重責を感じています。家庭需要家は、ガス保安について以下の不安点があります。「・ガス保安は、製造所—道路—敷地—建物—消費機器まで危険なガスが、地下や床下や壁中など目に見えないガス管を通して流れていること。」「・日本は地震国です。3月12日にニューヨークのガス事故でマンションが倒壊し、ビル所有者やガス供給会社が訴えられたとの報道もあり、地震時も含めガス漏れや不完全燃焼中毒などガス災害は広範囲に大きな影響を及ぼす事故が皆無ではないこと。」「・自由化対象が、これまで以上に人家が密集し高層化する地域まで広がりマンションや点在する空家の存在などから、保安責任の所在が複雑化する懸念があること。」

自由化で競争が起きても、ガスは安いから大量に使用するとは考え難く、また都市ガスの場合は、家庭需要家はガス管のある地域に限られるので件数拡大も見込めません。そうなると家庭需要家を新ガス小売事業者が奪い合う構図になります。営業では競争し保安は分担でというのは難しいと思います。保安知識のない家庭の保安が、新ガス小売事業者間で競争の対象となり、保安が様々な事業者によるコストダウン競争につながり保安水準が低下しないように、ガス保安の維持・向上をさせて安全高度化目標を達成するべきだと思います。

○緊急時には敷地内配管の図面や過去の保安点検記録を持っていることが必要です。家の中まで立ち入るので、道路から器具の範囲、緊急と点検を分割せず、今まで通り信頼できる地元で顔の見える新ガス導管事業者が一括して保安責任を担うべきだと思います。

3. 敷地内保安の自由化

●現在の保安責任区分と保安業務範囲 ※図はイメージ

保安責任	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者		ガス小売事業者
保安業務範囲	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	一般ガス導管事業者 (内管漏えい検査・緊急保安)	ガス小売事業者 (消費機器調査・保安周知・緊急保安)

●新規参入者（日本瓦斯等ガス小売事業者）が直面している課題

- これまで一緒に行っていた内管漏えい検査と消費機器調査を別々に行うようになり、**経済合理性が低下**（それぞれの事業者と立ち会う必要があるお客様にとっても負担）
- 事務的コスト削減のため、一般ガス導管事業者が行っている内管漏えい検査の受託を提案するも、実現に至っておらず、双方に**手間とコストがかかっている**
- 内管工事同様、保安責任区分が一般ガス導管事業者にあるため、内管漏えい検査や緊急保安にかかる業務は**一般ガス導管事業者主導**で実施されており、その費用は託送費に含まれている

●敷地内保安市場自由化イメージ

委託：一般ガス導管事業者 → ガス小売事業者（保安責任）
委託：ガス小売事業者 → LPガス保安機関

※LPガスの緊急時対応や設備点検を担う範囲（LP事業者等全国に約1.9万社あり）

保安責任	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	ガス小売事業者	ガス小売事業者
保安業務範囲	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	自由化	

保安責任をガス小売事業者に移し、お客様敷地内の保安業務の担い手をガス小売事業者に移行→多くのプレーヤーが参入することで市場が活性化（内管漏えい検査・緊急保安に関する費用が託送費から小売経費に移行し、小売単価低減）

NICIGAS 4 ©2017NIPPON GAS Co.,LTD.All Rights Reserved.

2. 内管工事市場の自由化

●現在の保安責任と工事施工範囲 ※図はイメージ

保安責任	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者		ガス小売事業者
工事施工範囲	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	一般ガス導管事業者	自由化

●新規参入者（日本瓦斯等ガス小売事業者）が直面している課題

- 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客様をはじめ、大家様、ハウスメーカー、不動産業者等、多くの方から**お客様敷地内の工事は自由化されないのか？日本瓦斯でできないのか？**という声を多数いただくものの、現状は保安責任が一般ガス導管事業者にあり、一般ガス導管事業者でなければお客様敷地内であっても工事をすることができず、お断りしている状況
- 一般ガス導管事業者から工事を受注する場合、一般ガス導管事業者のコントロール下であり、材料の仕入先、仕入価格、お客さまへの売値等が決まっているため、**価格差が生じず、お客様敷地内設備は所有権（ガスメーターを除く）がお客様にあるにも関わらず、競争環境がない**

●新保安責任と内管工事施工範囲 ※「簡易内管施工登録店制度」があるが、マイコンメーター下流側限定、新築不可など、限定的な市場開放

保安責任	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	ガス小売事業者	ガス小売事業者
工事施工範囲	ガス製造事業者	一般ガス導管事業者	自由化（必要に応じて国家資格制度創設）	

※電力市場・LP市場では国家資格取得者が工事を施工

お客様敷地内保安責任を小売事業者に移し、内管工事市場を自由化→多くのプレーヤーが参入し、市場が活性化

NICIGAS 3 ©2017NIPPON GAS Co.,LTD.All Rights Reserved.